

19 えひめスカウトクラブ会則

(名 称)

第1条 この団体を「えひめスカウトクラブ」(以下本クラブという)と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、日本ボーイスカウト愛媛県連盟(以下愛媛県連盟という。)事務局に置く。

(目 的)

第3条 本クラブは、会員相互の親睦を図り、あわせて愛媛県連盟を支援し、以てスカウト運動の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図るための事業
- 2 愛媛県連盟の行う行事・事業に対する支援と協力
- 3 その他、本クラブの目的を達成するための事業

(会 員)

第5条 本クラブの会員は次の通りとする。

ボーイスカウト関係者及び本クラブの目的に賛同する個人並びに法人

(入 会)

第6条 本クラブに入会しようとする者は、所定の会費を添えて申し込むものとする。

(会 費)

第7条 前条の会費は、次の通りとする。

個人会費 年額1口 金 3, 000円(1口以上)

法人会費 年額1口 金10, 000円(1口以上)

日本連盟への登録希望の個人会員は、登録料5,000円が別途必要となる。

(役 員)

第8条 本クラブに次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長	若干名
地区幹事	若干名
監 事	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会 計	1名

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

会長は、本クラブを代表するとともにその業務を統理する。

副会長は、会長を補佐し、その事故あるとき又は欠員のときはこれを代理する。

地区幹事は、会長・副会長を補佐し、各地区の業務を掌理する。

監事は、本クラブの資金及び経理を監査する。

事務局長は、本クラブの事務を執行する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、その事故あるとき又は欠員のときこれを代理する。

会計は、本クラブの資金及び経理を執行する。

(名誉役員)

第10条 本クラブは、役員会の議を経て次の名誉役員を置くことができる。

名誉会長

顧問

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第12条 本クラブの会議は、総会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。

(総 会)

第13条 総会は、次の事項を審議し決定する。

1 年間事業計画及び会計予算

2 年間事業報告及び会計決算

- 3 役員の選出
- 4 会則の改正
- 5 その他重要事項

(役員会)

第14条 役員会は、役員及び名誉役員をもって構成し、本クラブの会務を処理する。

(事業及び会計年度)

第15条 本クラブの事業及び会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経 費)

第16条 本クラブの経費は、会費、寄付金をもって支弁する。

- | | | |
|---|---|------------------------|
| 付 | 則 | 本会則は、平成28年9月10日より施行する。 |
| 付 | 則 | 本会則は、令和4年6月11日より施行する。 |
| 付 | 則 | 本会則は、令和5年6月5日より施行する。 |